

理事 監事 評議員 名簿 令和3年6月30日現在

理事 福地 透

理事 堤 晴朗

理事 杉浦 徳光

理事 野口 一馬

理事 関田 實

理事 鎌田 浩子

監事 大堀 隆二

監事 星野 芳博

評議員 尾崎 一郎

評議員 石井 正雄

評議員 野中 明人

評議員 榎戸 忠久

評議員 奈良 茂

評議員 小和田 康夫

評議員 星野 貞夫

役員報酬規程

社会福祉法人 向 会

社会福祉法人 向会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人向会の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事・評議員・監事をいい、旅費とは、交通費及び宿泊費をいう。

(役員報酬)

第3条 理事長の報酬は理事会において、業務及び執務の内容を勘案し定める。

2. 理事長の報酬は（別表－1）により毎月支給する。
3. 理事長以外の理事の報酬は必要に応じ理事会において決定し支給する。

(理事長の業務)

第4条 理事長は定款細則に記載されている事項の業務を遂行する。

2. 理事長は運営会議・各事業所の職員会議等に参加し、意見を述べ決議する。
3. 理事長は週1～2回朝礼等に参加し施設状況を把握する。
4. その他必要に応じ随時対応する。

(役員会出席の報酬等)

第5条 役員が理事会・評議員会・監査等に参加したときは、（別表－2）の報酬を支払う。

(業務出張旅費等)

第6条 役員が法人及び施設の公務のために出席し、その業務に当たったときは、（別表－3）の旅費及び報酬を支払う。

2. 旅費は原則として任務終了時支払うが、必要により旅費前に概算払いして、帰任後精算することが出来る。

(役員功労退職金)

第7条 常勤役員・常勤と同程度の業務を遂行した役員、及び当法人に多大なる貢献をした役員は、その功績を称え役員功労退職金を支払うことができる。

(報酬及び費用の支払い方法)

第8条 本規程の第3条、第5条、第6条の各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。但し、本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

(付 則)

1. この規程は、平成15年4月1日から実施する。
2. この規程は、平成28年4月1日から実施する。
3. この規程は、平成29年3月31日から実施する。
4. この規程は、平成30年6月16日から実施する。